

デジタル時代に求められる新たな契約とは ～すべては契約から始まる～

著作権委員会

紙媒体を中心とする伝統的な出版の世界では、しばしば写真家(著作者)と出版者(利用者)との間に契約書が存在しなくても多くの場合、うまくいっていたという業界内の慣行がありました。

確かに、当事者間に「売ります、買います」という意思表示があり、お互いに合意が得られればその契約は口頭のみでも成立します。しかし口約束だけでは、後日トラブルが生じたときに、その契約が成立していたという主張・証拠方法は書証に限られます。従ってメモのような簡単なものであっても一筆書いておけば、お互いに無益な争いを避けることができます。

日本写真家協会が推奨する「写真寄稿覚書」などは、写真家の権利を守る一つの方法といえるでしょう。

しかし、デジタル時代の新たな契約のあり方としては、明確な利用条件を決めた上で契約書を交わしておかないと、最悪の場合、写真家(著作者)の権利がまったく無視されるような事態を招きかねません。

「著作者と出版者相互の利益」を図るためにはどうすべきか。いま、そのことが問われているのです。

デジタル時代の契約ポイント

デジタル時代の新しい契約について、いくつかの重要な点を挙げてみましょう。

まず、使用用途を明確にするということがあります。これはデジタル・紙媒体であるか否かを問わず契約の基本ですが、デジタルにおいては特に重要です。

今までの写真原稿とは異なり、写真データの転用が容易なので、契約の際には著作権の所在を写真家に帰属させると共に、出版物の名称、ページ数などを明記することが必要です。

次に重要な点は、デジタル化に対する料金設定です。この条項がないために、様々な解釈が生まれ、転用されてしまう原因となっています。写真や文字をデジタル化することは、送信可能化権と呼ばれる権利であり、公衆送信権に含まれます。つまり、基本的にはデジタル化すること、そのものに権利が働いているのです。デジタル化が前提でない場合や、料金請求が難しい場合でも、「デジタル化は別途協議」など、別項目として扱うと良いでしょう。

また、デジタル化にあたっては、今までの紙媒体で想定し得なかった、様々なリスクを回避するための具体的

事項として、

1) ハードディスクなどに制作過程で保存されたデータを、公表後に消去すること。

これは制作過程で必然的に蓄積されるデータが、無断使用されることを防ぐ措置です。

2) トリミングを含む改変を行なわないこと。

写真データは改変、合成などが極めて容易に出来てしまうので、この事は明確に記載すべき事項です。

3) 携帯電話やその他のメディアで利用する場合は別途協議すること。

日々、数多くの新しいメディアと利用方法が生まれているので、未知の使用用途に対処するためにも、付け加えておくと良いでしょう。

インターネット利用の契約

インターネット上での利用の注意点は、

1) 利用する場所の限定。

インターネット上では「限定URLでの利用」とすることが良いでしょう。用途を「インターネットでの利用」とすると、ネット上で無制限に利用が可能となってしまいうからです。

2) 「掲載」か、「配信」かの明確化。

配信された情報は二次利用が容易で、配信後の不正使用を実質的に防止する方法がありません。そのため配信契約の場合、前記のような状況を「料金」に反映させるなどの措置が必要でしょう。

3) 利用する大きさの規定。

印刷では写真原稿の大きさによって、用途が大きく変わることはありませんでした。しかし、デジタル写真データは大きさによって利用の範囲が多様多様となります。

基本的にモニタ画面に表示された写真データの約1/5の大きさで、一般的印刷に使われている175線レベルの印刷まで制作出来てしまいます。例えば800×600ピクセルで画面に表示されている写真データは、5.7cm×4.3cmで解像度350dpiの印刷原稿となり、リサイズしても無理のない範囲で長辺8cm相当の印刷が可能になります。不正利用をできるだけ回避するために「72dpi 400×400ピクセル以内」などと明記し、必要最小限の大きさに規定すると良いでしょう。

また、画像データの保護技術は急速に進歩しています。技術情報に注目し、積極的な導入を試みて下さい。

『著作権よろず相談室』への質問

最近寄せられた事例のなかから、既存の出版物の二次利用に伴う許諾問題について報告します。

B出版社から著作者A会員に届いた「電子版についてのお願い」には、「『週刊B誌』創刊10周年記念事業として、本誌バックナンバーを電子版(CD-ROMまたはDVDに収録)の受注生産・販売を計画・検討している。ついでには、電子版への収録を了承したい。これは新規出版物としてではなく、バックナンバーの増刷と位置付けている。従って著作者に対する二次使用料は支払わない。」とありました。

この文書に関してA会員からの質問と、それに対する著作権委員会からの回答は概ね下記のとおりです。

Q-1 バックナンバーを収録したCD-ROMないしDVDは、新たな著作物なのですか。

A-1 紙媒体としての『週刊B誌』を、新たにデジタル技術によってCD-ROM・DVDのような電子版による複製を行うこととなれば、これは一種の二次利用なので新たな著作物といえます。

Q-2 『週刊B誌』は、著作者に印税ないし原稿料を支払う義務はないのですか。支払わない場合、著作権法に違反するのですか。

A-2 原著物を利用してCD-ROM・DVDを製作するのであれば、第一に原著作物に対して収録許諾を得ること、第二に印税ないし原稿料に係わる契約を交すことが大前提です。

第一項は、電子版へ収録時の必須条件。第二項について、原著作物が無償での利用を許諾する契約を結んだ場合には、製作者側に印税ないし原稿料を支払う義務は生じないものと思われます。但し契約を交わさずに、製作者側が無断でCD-ROM・DVDに収録した場合、原著作物に対する著作権侵害となり、損害賠償の請求ができます。

Q-3 転居などで連絡がつかない著作者の記事を、承諾なしに掲載することに問題はないのですか。承諾なしに掲載することは、著作権法に違反するのですか。

A-3 著作権者が見つからない場合に、出版社側がとることのできる方法は、下記二通りの選択肢があります。

A 著作物の利用をあきらめる

B 文化庁長官の裁定による著作物の利用(著作権法・第67条)

転居などで連絡がつかない原著作物の原著物を、本人の許諾なしにCD-ROM・DVDに無断で収録すれば、原著作権者は二次利用に伴う原著作物の著作権侵害して提訴することができます。以上

その後B出版社は、全著作者から二次利用の許諾が得られないとの理由で、電子版製作を断念しました。

著作権法は、これまで著作物を製作した著作者を保護

する方法として、他人が無断でその著作物を複製頒布できないよう、著作権者にこれを禁じる独占的な権利を与えてきました。この独占的な権利の中核が複製権(著作権法第21条)です。しかし、デジタル時代に突入したいま、著作物に対する様々な形態の二次利用が生まれ、出版権者に与えられている出版権の専有(同法第80条1項)では、もはや紙媒体以外の新しいメディアには対応しきれない事態が生じています。

円滑な契約のために

最後に、円滑に契約を結ぶためのポイントを挙げます。様々な状況にも対応できる詳細な契約は、著作者の主張だけでは成り立ちません。使用料金を含めて、著作者と出版者双方で話し合いながら決める必要があります。

実際に仕事を受注してからは、利害関係が強く働いて、なかなか決めにくい現実があります。公正な契約を結ぶポイントは、仕事をする前の営業的な話し合いが大切かと思われまます。

一度にすべての条件を確定しようとするのではなく、相互に了解のとれた事項から順番に条文化していくことが望ましいでしょう。

利用者がデジタルの著作権に必ずしも理解があるとは限りません。とかく力関係が影響しがちな撮影委託契約について、公正な契約の話し合いをするためには、社会的に著作権を含む知的財産への関心が高まっている現在こそ、著作者対出版者といった対立的構図をこえ、共存共栄の道を探るよい機会だと言えるのではないのでしょうか。

〈関連資料・著作権法抜粋より〉

(複製権)

第二十一条 著作者は、その著作物を複製する権利を専有する。

(著作権者不明等の場合における著作物の利用)

第六十七条 公表された著作物又は相当期間にわたり公衆に提供され、若しくは提示されている事実が明らかである著作物は、著作権者の不明その他の理由により相当な努力を払ってもその著作権者と連絡することができないときは、文化庁長官の裁定を受け、かつ、通常の使用料の額に相当するものとして文化庁長官が定める額の補償金を著作権者のために供託して、その裁定に係る利用方法により利用することができる。

2 前項の規定により作成した著作物の複製物には、同項の裁定に係る複製物である旨及びその裁定のあつた年月日を表示しなければならない。

(出版権の内容)

第八十条第一項 出版権者は設定行為で定めるところにより、頒布の目的をもって、その出版権の目的である著作物を原作のまま印刷その他の機械的または化学的方法により文書または図画として複製する権利を専有する。